

和歌山大学外国人研究者招聘に関する規程

制 定 令和 2年 7月31日

法人和歌山大学規程第 2303号

最終改正 令和 4年 3月28日

(目的)

第1条 この規程は、和歌山大学（以下「本学」という。）のグローバル化を促進するため、海外の優れた外国人研究者を招聘することにより、本学の教育研究活動等の活性化及び進展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「外国人研究者」とは、前条の目的により本学に招聘する海外の大学、学術研究機関等に所属する研究者（原則として、常勤である者）をいう。

2 「部局」とは、国立大学法人和歌山大学組織規則第15条に規定する学部等、第16条に規定する基幹、機構及び附属機関をいう。

(資格)

第3条 外国人研究者を招聘することのできる者は、本学に常時勤務する教員（以下「常勤教員」という。）とする。

(申請)

第4条 外国人研究者の招聘を希望する常勤教員は、所属部局の長の了承を得て、所定の申請書類を添えて、学長に申請するものとする。

(選考)

第5条 招聘する外国人研究者の選考は、和歌山大学国際イニシアティブ基幹推進会議の議を経て、学長が行う。

(選定人数)

第6条 招聘する外国人研究者の選定人数は、毎年度予算の範囲内とする。

(支援内容)

第7条 招聘する外国人研究者への財政支援は、予算の範囲内で旅費を支援する。

2 招聘期間は、連続する日程で1週間以上1月未満とする。

(旅費)

第8条 招聘する外国人研究者に支給する旅費については、国立大学法人和歌山大学旅費規程の定めるところによる。ただし、日当及び宿泊料を減額することがある。

(実績報告)

第9条 外国人研究者を招聘した常勤教員は、招聘期間が終了した場合は、その日から30日を経過する日までに実績報告書を学長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、外国人研究者の招聘の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和2年7月31日から施行する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2423号）

外国人研究者招聘に関する規程

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。